

横断歩道橋個別施設計画

(第2期)



令和6年3月

福井市 建設部 道路課

【目 次】

1 福井市の道路施設（横断歩道橋）の概要

- 1.1 横断歩道橋の現状
- 1.2 横断歩道橋の維持管理における課題

2 個別施設計画の基本方針

- 2.1 横断歩道橋の施設管理の基本方針
- 2.2 対象施設
- 2.3 計画期間

3 点検結果と対策

- 3.1 定期点検について
- 3.2 横断歩道橋毎の健全性の診断と措置
 - 3.2.1 横断歩道橋毎の健全性の診断の判定区分
 - 3.2.2 判定区分による措置の考え方について
- 3.3 部材単位の健全性の診断
 - 3.3.1 部材単位の健全性の診断の判定区分
- 3.4 対策の優先順位の考え方
- 3.5 施設毎の状態、対策内容と実施時期について
- 3.6 対策費用

4 今後の取組み

- 4.1 施設の集約化・撤去
- 4.2 新技術等の活用及び費用の縮減

1 福井市の道路施設（横断歩道橋）の現状と課題

1.1 横断歩道橋の現状について

福井市が管理する横断歩道橋は、市道城勝線（日之出3丁目、4丁目地係）にかかる中島歩道橋、市道福井駅北通線（町屋3丁目、文京1丁目）にかかる松本歩道橋、市道松岡菅谷線（宝永3丁目、松本3丁目地係）にかかる宝永歩道橋の3橋である。

いずれの横断歩道橋も交通量の多い幹線道路を横断するため、多くの市民が利用している。



図 横断歩道橋の全景

1.2 横断歩道橋の維持管理における課題

福井市が管理している横断歩道橋は、3橋ともに建設後50年が経過しており、老朽化に伴う腐食や損傷による施設利用者及び第三者への被害を事前に防ぐことが求められている。

福井市では、国土交通省の横断歩道橋定期点検要領に基づき、5年に1回のサイクルを基本とし、全ての横断歩道橋の定期点検を実施することとしている。

これらの点検において診られた損傷等の対策箇所について、施設の維持管理を効率的に実施していくため、インフラ長寿命化基本計画に基づき、個別施設計画を策定し、計画的な対策を講じることで、長寿命化を図るとともに安全性を確保していく必要がある。

表 横断歩道橋の設置年と経過年数

横断歩道橋名	設置年	経過年数	1巡目判定	2巡目判定
中島歩道橋	1967年	57年		
松本歩道橋	1967年	57年		
宝永歩道橋	1969年	55年		

2 個別施設計画の基本方針

2.1 横断歩道橋の施設管理の基本方針

横断歩道橋の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、施設の計画的な補修と効率的な維持管理を目指す。

2.2 対象施設

本計画では、福井市が管理している全ての横断歩道橋を対象とする。

2.3 計画期間

施設の点検のサイクルが5年毎であることから、本計画の期間は、全施設の定期点検が完了した翌年である令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

また、次期点検が全て完了予定である5年間毎に見直しを行う。

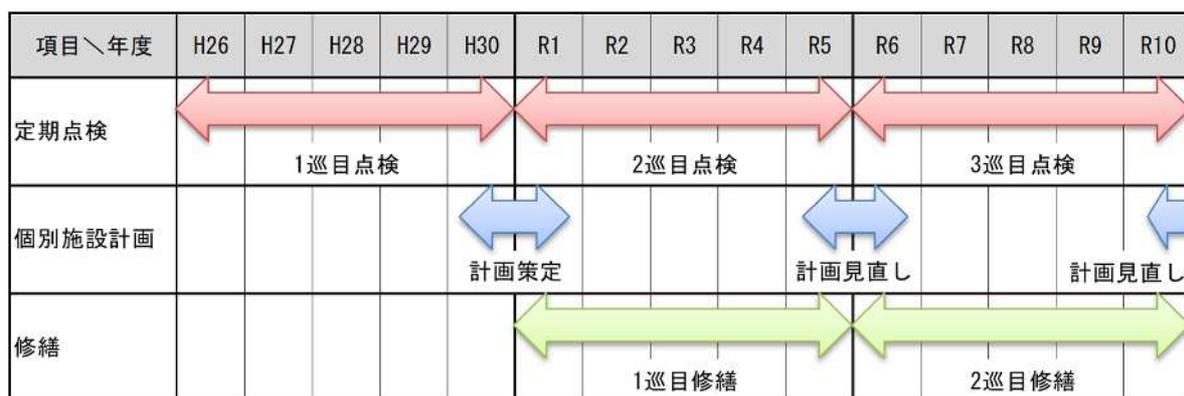


図 長寿命化修繕サイクルのイメージ

3 点検結果と対策

3.1 定期点検について

定期点検では、横断歩道橋等毎の健全性の診断を行うにあたり、部材単位の健全性の診断も併せて行うこととし、定期点検の方法は「横断歩道橋定期点検要領（国土交通省 道路局）」によることとし、点検実施時における最新版のものを活用するものとする。

3.2 横断歩道橋毎の健全性の診断と措置

横断歩道橋の健全性の診断の所見として、横断歩道橋の変状等の原因や状態を推定したうえで、横断歩道橋がおかれる状況を勘案し、横断歩道橋を構成する材料、部材、基礎地盤等がどのような状態となる可能性があるのか、技術的な評価を行う。

3.2.1 健全性の診断

横断歩道橋毎の健全性の診断は次の表の判定区分とする。

区分	状態
健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態。
予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。
早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

3.2.2 判定区分による措置の考え方について

判定区分による措置の基本的な考え方は、次の表のとおりとする。

区分	定義
	次回定期点検までの間、予定される維持行為等が必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態。
	次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態。
	次回定期点検までに、門型標識等の構造安全性の確保のために、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態。
	緊急に対策を行う必要がある状態。

3.3 部材単位の健全性の診断

部材単位の健全性の診断を行うときは、部材の種別を次の表のとおり区分して診断を行う。

表 部材種別の例

上部構造			下部構造		上下部 接続部
床版・縦桁等	主桁等	横桁・対傾構 等	躯体・橋座等	基礎・周辺地 盤等	支承部、 上部構造と 下部構造と の剛結部等

階段部					
踏み板・蹴り 上げ等	主桁等	横桁・対傾構 等	躯体・橋座等	基礎・周辺地 盤等	階段部の支 承部、階段と 会談下部構 造の剛結部 等

その他の 接続部	その他
上部構造と 階段部の接 続部等	

3.4 対策の優先順位の考え方

対象施設である3橋は、幹線道路を横断する歩道橋であるとともに、小学校の通学路として利用されていることから、優先順位を決める指標として路線の重要度は用いないものとする。

5年毎の定期点検を踏まえ、施設毎の健全性を～に判定し、判定結果から状態の悪い施設から優先して対策を行っていくものとする。

3.5 施設毎の状態、対策内容と実施時期について

個別施設毎の状態、対策内容と実施時期は別紙のとおりである。

なお、道路利用者及び第三者への被害が懸念されるような損傷が日常パトロール等にて発見された場合には、定期点検の結果に関わらずその状況に応じた措置を講じることとする。

3.6 対策費用

計画期間である令和6年度から令和10年度の5年間については、別表の合計額である35百万円が必要概算費用である。

4 今後の取組み

4.1 施設の集約化・撤去

迂回路が存在し撤去が可能な横断歩道橋について、令和3年度から令和10年度までの間に、1橋程度の撤去を検討する。

4.2 新技術等の活用及び費用の縮減

令和3年度から令和10年度までの間に、管理する3橋について修繕や点検等に係る新技術等の活用について検討を行い、費用を1.0百万円程度縮減することを目標とする。

また、撤去に伴い維持管理費を0.5百万円程度縮減することを併せて目標とする。